

欧州中央銀行(ECB)による公的セクター債券購入プログラム(PSPP)

欧州中央銀行(以下 ECB)による量的緩和

ECB は、2016年12月に以下を決定

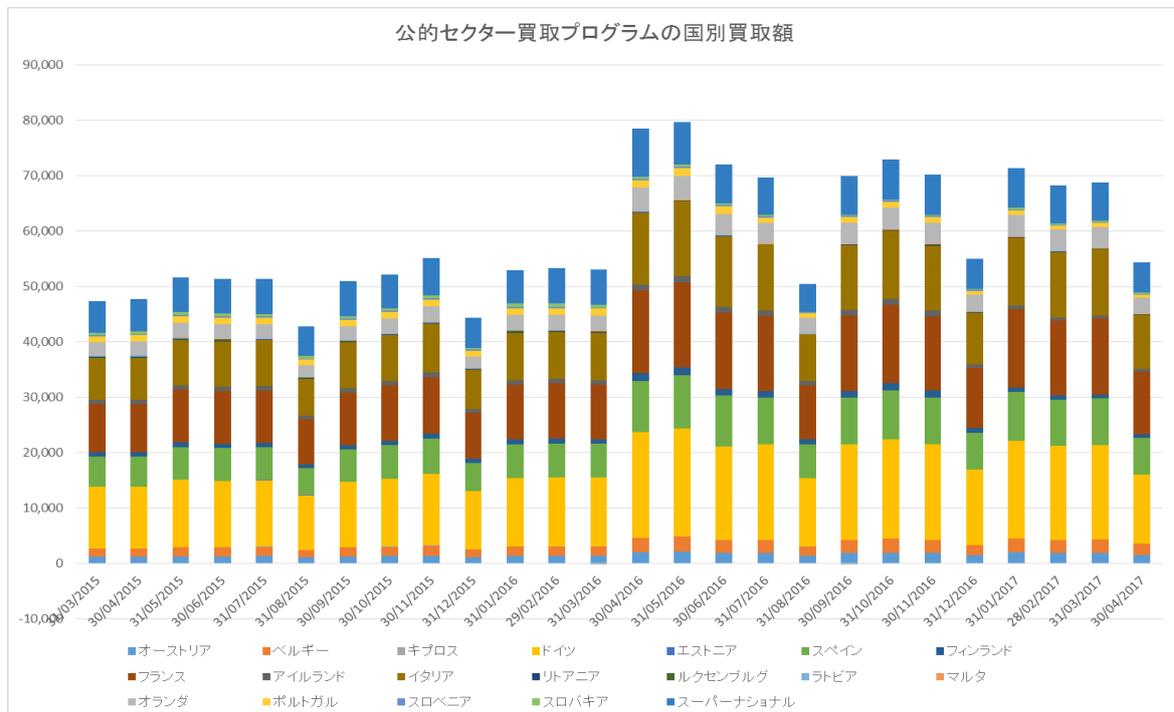
- ✓ 資産購入プログラム(以下 APP)の期間を従来2017年3月に終了予定であったものを2017年12月末までに延期(結果的に、5,400 億ユーロの購入額の増加)
- ✓ 月額の購入額を2017年4月以降800億ユーロから600億ユーロへ減額
- ✓ 発行銘柄毎の保有上限は 33%で維持
- ✓ 中銀預金金利(-0.4%)を下回る水準での買入れを承認(2017年1月以降の買取から)
- ✓ 対象債券の残存期間の下限を2年から1年へ変更(2017年1月以降の買取から)

1. 購入額の推移

2016 年 12 月の理事会で決定された APP の購入上限が 600億ユーロに減額されて初めての買取結果となった。公的セクターの買取は、543 億ユーロとなり、前月の 688 億ユーロから減額されている。これは、2016 年以前の買取額とほぼ同水準となっている。

国別では、毎回 24%を占めていたドイツの国債が若干減少し、23%になった。また、スペインに関しても若干買取比率が減った¹。一方、フランス、イタリアは、増加している。

グラフ1



ECB の資料より、当社作成

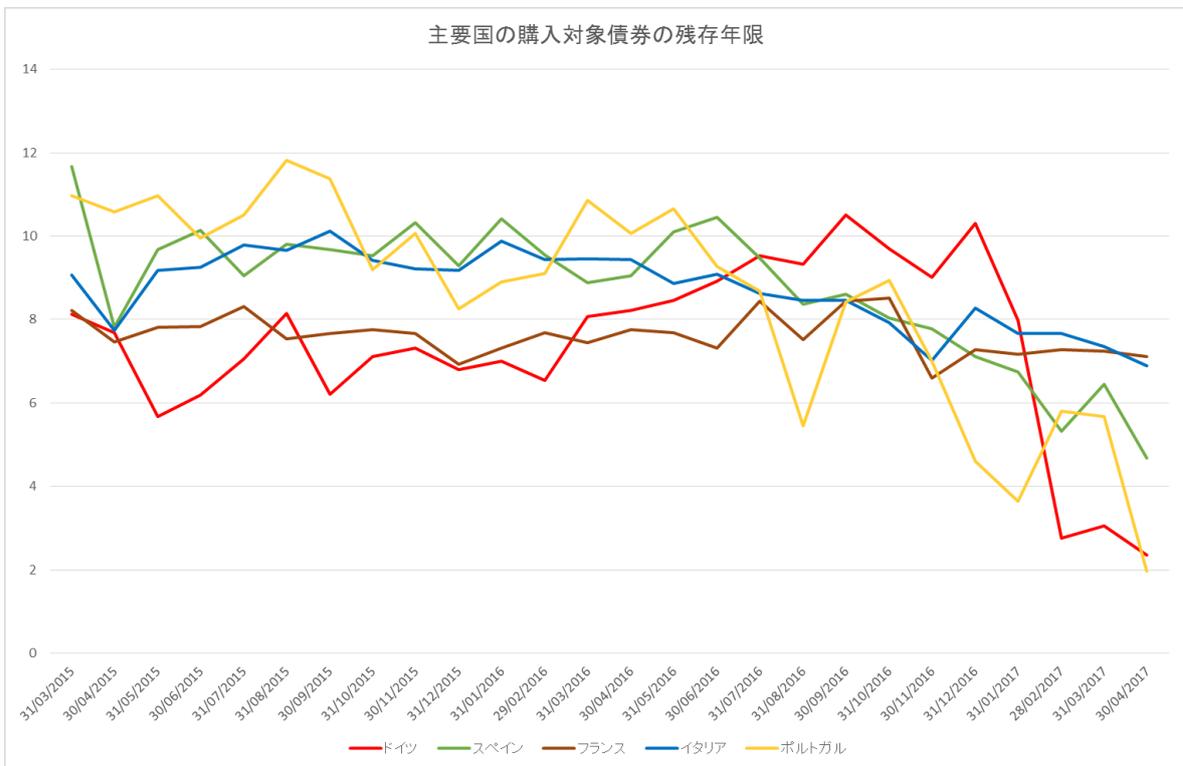
¹ 両国とも、インフレ率がユーロ圏の平均を上回っており、金利の上昇をもくろんでいる可能性がある。一方、フランス、イタリアは、政治的なリスクの要因による金利上昇を抑え込もうとしている可能性がある。

2. 主要国の債券の購入対象となった平均残存年数

グラフ2は、主要国の購入対象となった国債の加重平均残存年数の推移を示している。本年1月以降、主要国の残存満期の短縮化がみられていたものが、ドイツ、スペイン、ポルトガルで顕著になっている。一方、フランス、イタリアは、それほど顕著な変化は出ていない。

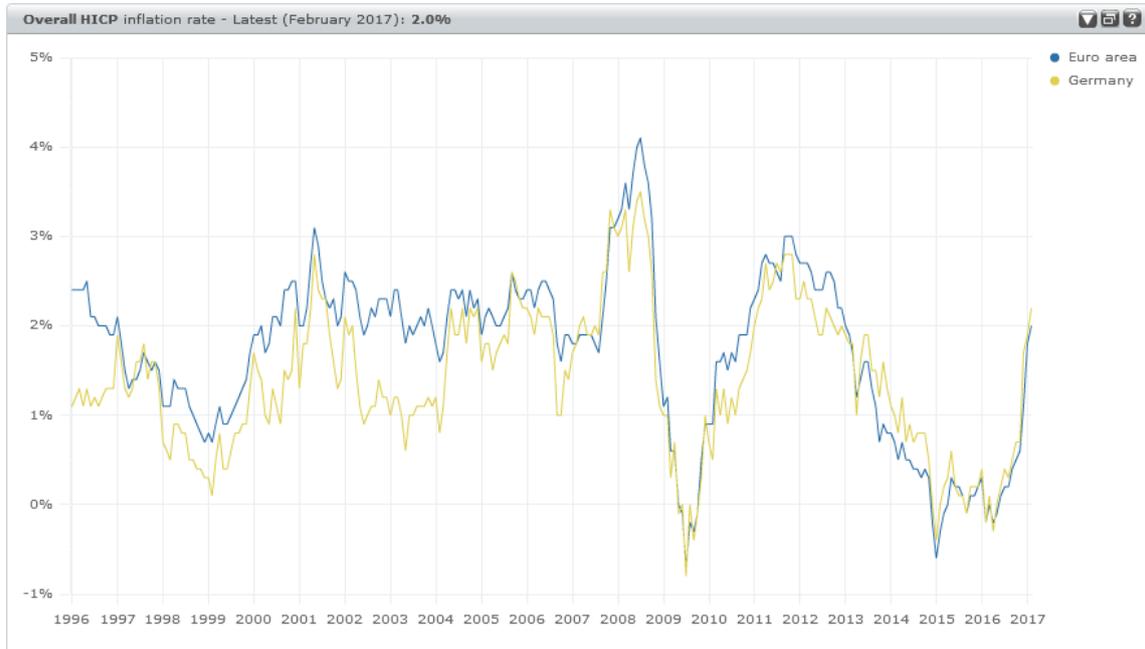
グラフ5にある通り、イールドカーブの形状は、ドイツを除いて3月時点とほぼ同じ形状をしている。ドイツに関しては、イールドカーブ全体の上昇がみられ、ECBにより、インフレ傾向の強いドイツの金利のコントロールを行っている可能性がある。今後、各国のインフレ率の状況により、ECB次第で、国債金利が上下する可能性がある。

グラフ2



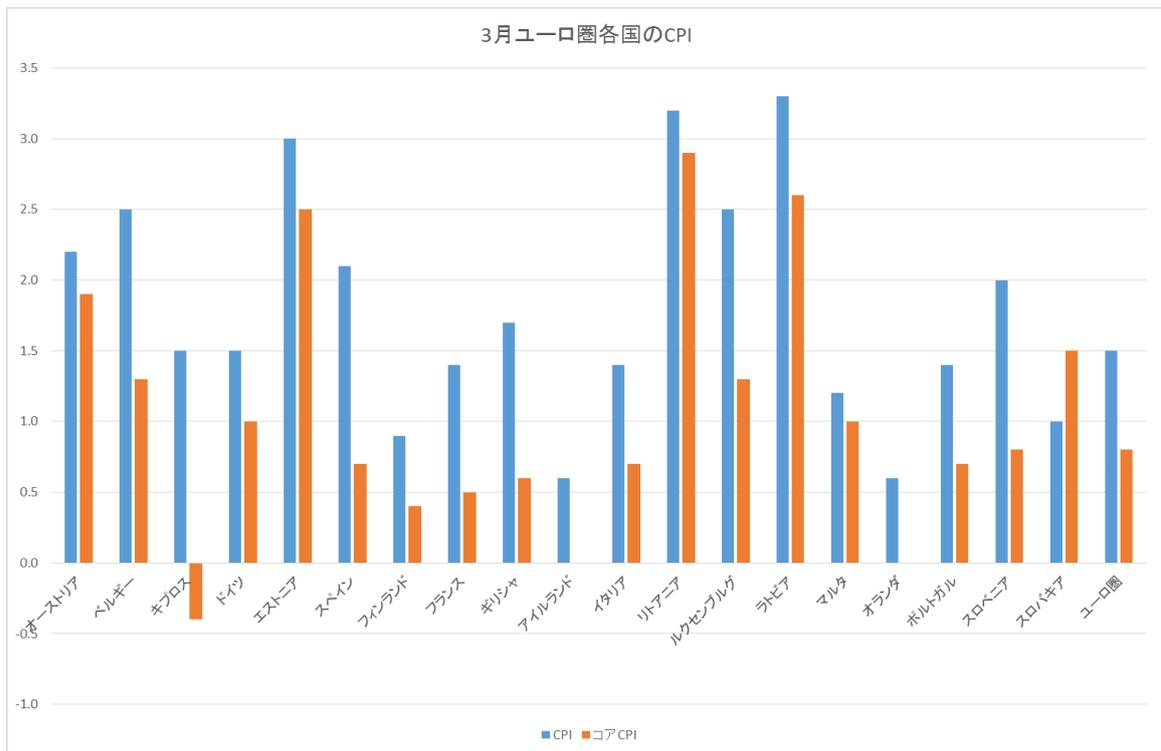
ECB 資料より、当社作成

グラフ3:ユーロ圏のインフレ率



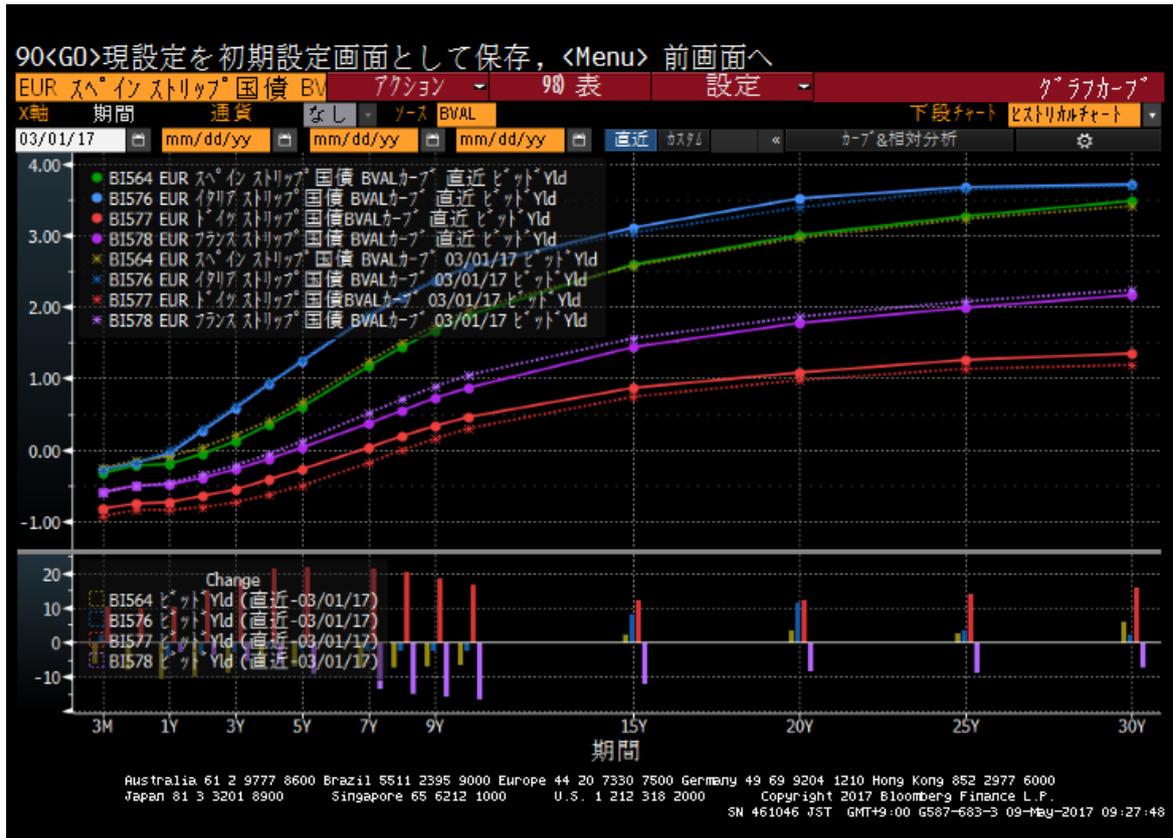
出典: ECB ホームページ

グラフ4:ユーロ圏各国のインフレ率



ECB 資料より当社作成

グラフ5:イールドカーブの推移



出典: bloomberg

グラフ6:主要国の30年国債利回り推移



出典: bloomberg

3. 各国の超長期国債の状況

(1) スペイン 30年ストリップス国債とイタリア 30年ストリップス国債の動向

スペインストリップス国債とイタリアストリップス国債の推移を見たもの。前月同様、スプレッド差は、安定している。(グラフ6)。

(2) フランス 30 年国債の状況

フランス国債の動きは、前回同様、同じ格付けの社債と比較して、割安な状況が続いている（グラフ7: オレンジ色のラインが AA 格の残存 30 年満期の社債、白のラインがフランス残存 30 年の国債金利）。第 1 回目の選挙後一時的に AA 格の社債より金利が低下したが、その後、逆転し、第 2 回目の選挙後、その差が縮小している。

グラフ7: フランス国債の利回り推移



出典: bloomberg

以上

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品(有価証券を含みますが、これに限られません)の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものでもありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社およびまたはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等 三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 5億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和24年7月
連絡先 03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。